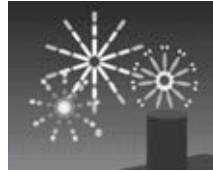


あしがら花火大会～西平畑公園を開園します～

あしがら花火大会の夜は、西平畑公園を開園します。
 抜群のロケーションで花火を観覧しませんか。



日 時 8月26日(土) 17:00～21:00
 駐車場料金 1台500円 ※駐車場の料金徴収を行います
 ※花火大会が順延になった場合、西平畑公園の夜間開園も順延となります

※花火大会開催時には、ハーブ館1階売店、外売店、3階レストランも夜間営業を行います(2階工房は閉館です)

※子どもの館、自然館は閉館、ふるさと鉄道は運行しません

※広報まつだ7月号に掲載した西平畑公園駐車無料チケットは、17時以降もご利用いただけます

問 合 せ 観光経済課 公園係 TEL83-1228

寄七つ星ドッグラン 8月のイベント情報

寄七つ星ドッグランでは次の日程でドッグ教室を開催します。

「すぐできる!愛犬との暮らし方教室」

日 時 8月12日(土)、26日(土) 各日2回開催 11:00～、14:00～
 場 所 寄七つ星ドッグラン

内 容 ワンちゃん同士の初めての挨拶・・・お友達のつくり方
 ワンちゃんと心がつながるオスワリ・オイデの練習

費 用 無料(別途、下記の入園料・駐車料が必要です)

※入園料 大人(18歳以上)200円

小人(3～17歳)100円

犬1頭 300円

駐車料 普通車(1台)500円 大型車(1台)1,500円

持 ち 物 1年以内の狂犬病注射済証

申込方法 当日窓口受け付け

問 合 せ 寄七つ星ドッグラン(9:00～17:00) TEL89-3113

※毎週火曜定休(祝日の場合は翌日)



「空き店舗対策事業補助金」

～空き店舗を利用してお店を開いてみませんか～

まちの賑わいを創出し、地域経済の発展を図るため、町では町内の空き店舗を活用して事業を行う方に対し、補助金を交付します。

○空き店舗とは

- ・前の入居者が退去した後、3か月を経過しても入居者の決まらない店舗
- ・新たな物件が完成した後、3か月を経過しても入居者の決まらない店舗

○補助対象事業と利用要件

町内の空き店舗を活用して行う新たなお店の賃借料(家賃)

- ・1か月あたりの営業日数が原則15日以上あり、当該営業日の営業時間においては午前10時から午後5時までの間の2時間以上を含んでいること。
- ・事業を行うために許認可などが必要な場合は、その許認可などを受けていること。

補 助 額 月額賃借料の3分の2以内を6か月分

※ただし、月額の上限は5万円

問 合 せ 観光経済課 商工農林係 TEL83-1228



平成29年8月1日発行

広報まつだ

おしらせ号

編集/発行 政策推進課

〒258-8585 松田町松田惣領 2037 番地 TEL 83-1222

ホームページアドレス <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

ご存知ですか?児童扶養手当制度・特別児童扶養手当制度

【児童扶養手当制度】

児童扶養手当制度は、父母の離婚・死亡などによって、父または母と生計を共にしていない世帯で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める程度の障がいの状態にある方は20歳未満)を養育している方に、手当を支給する制度です(所得制限あり)。

手当額(平成29年4月より)※所得に応じて決定されます

区 分	全部支給	一部支給
児童1人の場合	月額42,290円	月額42,280円～9,980円
児童2人の場合	月額52,280円	月額52,260円～14,980円
児童3人以上の場合	(児童2人の場合の額に) 3人目から児童1人増すごとに最大5,990円加算	

【児童扶養手当を受給されている方へ】

現在、手当を受けている方(支給停止の方も含む)は、現況届の手続きが必要ですので、8月1日(火)～8月31日(木)の間(土日、祝日は除く)に、子育て健康課(役場2階)へお越しください。

【特別児童扶養手当】

特別児童扶養手当制度は、政令で定める程度以上の知的障がいまたは身体障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している方に、手当を支給する制度です(所得制限あり)。

手当額(平成29年4月より)

重度障がい児…1人につき月額51,450円

中度障がい児…1人につき月額34,270円

※障がいの程度は、提出していただく診断書などにより、総合的に判断されます

【特別児童扶養手当を受給されている方へ】

現在、手当を受けている方(支給停止の方も含む)は、所得状況届の手続きが必要ですので、8月10日(木)～9月11日(月)の間(土日、祝日は除く)に、子育て健康課(役場2階)へお越しください。

問 合 せ 子育て健康課 子育て支援係 TEL84-5544

JR松田駅前 町営臨時駐車場の臨時休業

JR松田駅前町営臨時駐車場は「まつだ観光まつり」で使用するため、次の時間帯は利用できません。ご理解とご協力をお願いします。また、事前に車の移動をお願いします。

なお、次の日時に駐車している車両を町が移動した場合、移動費用を車両所有者にご負担いただくこととなりますので、ご了承ください。

日 時 8月25日(金) 19:00～8月26日(土) 19:00

問 合 せ 観光経済課 観光推進係 TEL83-1228

ご自宅の塀は安全ですか?生垣を設置しませんか?

町では災害時の塀の倒壊を未然に防止するため、倒壊の危険性が高いブロック塀などの撤去費と、それに代わる生垣の設置について、次の補助制度を行っていますので、ぜひご利用ください。

【危険ブロック塀等撤去費補助制度】

- 補助対象 ①ひび割れや傾きが生じているブロック塀などの撤去
 ②町道に面していること
 ③高さが1m以上あるもの

補助金額 撤去工事費の2分の1(上限10万円)

【生垣設置奨励補助制度】

- 補助対象 ①樹木の高さがほぼ均一(60cm以上)で列状に植えるもの
 ②1m以内に2本以上植え、総延長5m以上のもの
 ③幅4m以上の道路に接している住宅敷地内であること

補助金額 生垣設置に要した費用の実費(上限5万円)

※上記2つの補助制度は、併用が可能です

※法人が設置するものや宅地の開発行為に係るものは除きます

※補助を受けるには事前に申請が必要です

問 合 せ まちづくり課 都市計画係 TEL84-1332



野焼きは法律・条例で禁止されています!

屋外でのごみの焼却による煙や臭いで洗濯物が干せない、窓を開けると煙が入ってきて気分が悪くなるなどのいわゆる野焼き(ごみの屋外焼却)に関する苦情が多く寄せられています。

野焼きは、法律や県条例により、原則的に禁止されています。

「法律に違反すると5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」

【一部例外に該当するもの】

- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うための焼却
- ・農林漁業を営むにやむを得ない廃棄物の焼却
- ・災害の予防・応急対策または復旧のための焼却 など

※例外として認められている焼却行為であっても、周囲の生活環境を阻害する場合には焼却できません

問 合 せ 環境上下水道課 環境係 TEL83-1227



認知症と高齢者運転についての講演会

日 時 8月30日(水) 13:30～15:30

場 所 町民文化センター 1階 展示ホール

内 容 ①「認知症の予防!安心して暮らせる松田町～認知症になってもやさしくあなたと家族を支えるまちへ～」

②「改正道路交通法について」

講 師 ①高橋 三津雄さん(お堀端クリニック 町認知症サポート医)

②県警察本部交通部 運転免許本部免許課 担当者

定 員 100人

申込期限 8月29日(火) ※当日参加も可能です

申し込み・問合せ 福祉課 高齢介護係 TEL83-1226

町地域包括支援センター TEL83-1191